

RIPC News Letter

龍谷大学知的財産センターニュースレター
No.16

You,
Unlimited



発行日：2020年4月21日

ご報告 2019年度 龍谷大学特許出願、特許成立状況

2019年度は、10件の研究成果を特許出願いたしました。
また、これまでに申請していた発明案件の中で、3件の特許権が成立しました。

<特許出願状況>

No.	代表発明者	出願番号	出願日	出願種別
1	理工学部 小川 圭二 准教授	特願 2019-082495	2019.04.24	共同出願
2	理工学部 青井 芳史 教授	特願 2019-088667	2019.05.08	共同出願
3	農学部 佐藤 茂 教授	特願 2019-131369	2019.07.16	単独出願
4	理工学部 越川 博元 准教授	特願 2019-136948	2019.07.25	単独出願
5	理工学部 森 正和 講師	特願 2019-182052	2019.10.02	共同出願
6	理工学部 石崎 俊雄 教授	特願 2019-221196	2019.12.06	単独出願
7	農学部 永野 惇 准教授	特願 2020-024537	2020.02.17	単独出願
8	理工学部 山本 伸一 教授	特願 2020-051174	2020.03.23	単独出願
9	理工学部 内田 欣吾 教授	特願 2020-060314	2020.03.30	単独出願
10	理工学部 石崎 俊雄 教授	特願 2020-064769	2020.03.31	単独出願



<特許成立状況>

No.	代表発明者	特許番号	登録日	出願種別	発明の名称
1	理工学部 岸本 直之 教授	第 6586739 号	2019.09.20	共同出願	微生物燃料電池
2	理工学部 石崎 俊雄 教授	第 6644234 号	2020.01.10	共同出願	無線電力伝送装置
3	理工学部 石崎 俊雄 教授	第 6674684 号	2020.03.11	単独出願	低域通過フィルタ

ご報告 イノベーション・ジャパン 2019

8月29日(木)、8月30日(金)の2日間、東京ビッグサイトで開催された「イノベーション・ジャパン2019～大学見本市&ビジネスマッチング～」【主催：科学技術振興機構(JST)、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)】に出展しました。本件は、大学等における研究成果の実用化促進を目的とした、優れた技術シーズと産業界のニーズとの国内最大規模の産学マッチングイベントです。

2日間で14,000名を超える来場者となり、本学ブースにも多くの方にお越しいただきました。

本学からは、次の2つの研究シーズを紹介しました。

【シーズ展示】

◆超スマート社会「基地局用小型4重モードフィルタ」

理工学部 電子情報学科 石崎 俊雄 教授

◆医療「医療用デバイス開発を加速! 生体力学シミュレーション」

理工学部 機械システム工学科 田原 大輔 准教授

知的財産センターでは今後も引き続き、このような機会を通して本学で生まれる研究成果の技術移転に努めていきます。



ご報告 大阪府知的財産マッチング事業

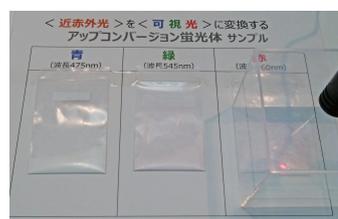
2019年11月27日(水)、28日(木)に、マイドーム大阪で開催されたビジネスチャンス発掘フェア2019「大阪府知的財産マッチング」事業に出展しました。

本件は、大学や研究機関等の知的財産及びその関連技術を中小企業に紹介し、マッチングを図ることで、中小企業の新規事業や新商品の創出につなげることを目的としています。

本学からは、理工学部 電子情報学科 山本伸一教授のシーズである、「アップコンバージョン蛍光体」に関する特許紹介を行いました。

主に、照明装置・器具のメーカーに関心をもっていただき、活発な意見交換がなされました。

また、ブースには本学卒業生にも多数来場していただき、本学の活動をアピールできる機会となりました。



ご報告 知的財産セミナー

知的財産センターでは、知的財産活動の啓発に努めており、その一環として学生・教職員を対象とした知的財産セミナーを開催しています。

2019年度は深草・瀬田両学舎において齊藤特許商標事務所所長の齊藤整弁理士からご講演いただきました。合わせて、116名の参加者があり、学生は勿論のこと、日常業務において知的財産の知識が求められる教職員の方にも多数ご参加いただきました。

深草学舎での「知財NOW!!」では話題になった「ティラミスヒーロー」の商標トラブルや公道を走行する「マリカー」の不正競争判決など、瀬田学舎での「ちゃんと知って著作権」ではメルカリ、ヤフオク、東京五輪ロゴ問題など、日常生活で耳にする具体例で参加者を惹きつけ、満足度の高いセミナーとなりました。

2020年度も引き続き、知的財産セミナーを開催する予定です。詳細が決まり次第、お知らせしますので、関心のある方はぜひご参加ください。



知財トピックス 特許権について

2018年4月からアドバイザーを務めている、元龍谷大学理工学部の河嶋壽一です。

知財トピックス第2回目は「特許権」についてお話しします。

① 特許権とは

特許権は、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」である「発明」について、設定の登録により発生します。

大学での研究・教育活動により得られた発明は原則として職務発明に該当し、以下の手続きを経て「特許発明」（特許を受けている発明）として保護されます。

「発明を大学に届出→技術的評価等を学内で審査→特許庁に出願→出願書類の公開（原則、出願日から1年6月経過後）→特許庁による審査を請求（原則、出願日から3年以内、出願と同時に可）→特許庁による審査→拒絶理由がなければ、特許料の納付により登録」

特許権の存続期間は「特許出願の日」から原則として「20年」です。登録の日からではありません。

なお、詳細は知的財産センターがまとめた「知的財産ハンドブック」に記載していますので、知的財産センターまでご相談ください。

② 特許発明の要件

特許庁では主に次の要件が審査されます。

- 産業上利用することができること（産業上利用可能性）
- 新規な発明であること（新規性）
- 容易に発明することができないこと（進歩性）
- 他人より先に出願していること（先願）

日頃の研究においても、これらの調査はされていると思いますが、上記要件を十分に満たす内容の出願書類により早期に特許権を得るためには、先行技術・特許・論文等の事前調査が必要です。

特許庁により、「特許情報プラットフォーム J-PlatPat」のネット上での利用が可能とされているので、特に先行特許調査には有効です。

③ 特許出願にあたっての注意点

学会発表や展示会等で発明を公開した後に、特許出願をしておけばよかったと思うことは時々あると思います。

このような場合には、原則として特許を受けることができません。

しかし、公開による産業の発達への寄与という特許法の趣旨に鑑みて、公開日から1年以内に特許出願をすれば、先の公開によってその発明の新規性は喪失しないものとして取り扱う規定（特許法第30条）の適用により、特許を受けることができます場合があります。

ただし、仮にこの規定の適用を受けて特許出願したとしても、例えば、第三者が同じ発明を先に特許出願または公開していた場合には、特許を受けることができなくなりますので、可能な限り、早く出願しておくことが重要です。

学会発表や展示会等の前には、先ず特許出願を検討してください。

④ 共同研究や共同プロジェクト等にあたっての注意点

企業や他大学等と共同で研究やプロジェクト等を進める機会が増えていますが、共同で発明した特許の権利化や実施等については、条件等を事前にお互いに協議して同意を得ておく必要があります。

条件等の契約内容が不十分な状態で、他者が発明の実施や特許出願等をしたときには、それに対抗することが難しい場合があり、当方の利益のみならずお互いの信頼関係が損なわれることになる可能性があるからです。

⑤ その他

特許法では、様々な場合に応じた規定が設けられています。

出願・権利化・活用等にあたり、ご質問等がありましたら、知的財産センターまでご相談ください。



知的財産アドバイザー 河嶋 壽一